第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

健康增進

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・保健補導員*を育成し、活動の支援をする ことで、地域と一体となった保健予防活動 を行っています。
- ・健康に関する講演会やぴんころステーション*などを開催し、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図っています。
- ・地域の強みである「健康長寿」のブランド 化に向け、調査を行うとともに、推進体制 の整備を行いました。
- ・歯や口腔の健康に対する意識の高揚を図る ため、年代別、対象別の様々な教室を行っ ています。
- ・森林セラピー基地*(春日の森・平尾の森) において市民向け体験ツアーを開催し、健 康づくり活動を推進しています。また、平 尾の森に佐久市温水利用型健康運動施設* を整備しました。
- ・広報やホームページにより食育*の啓発を 行うとともに、食生活改善推進員*を育成 し、活動の支援を行っています。

- ・市民の健康増進のため、地域の健康管理の 担い手として、保健補導員や食生活改善推 進員を継続して育成する必要があります。
- ・市民の健康寿命*の延伸と健康格差の縮小のため、講演会や講座の開催により、健康に対する意識の高揚を図る必要があります。
- ・「健康長寿」の魅力や要因などに関する調査の結果を分析し、市民の健康増進のための施策に反映するとともに、「健康長寿」のまちの魅力を発信していく必要があります。
- ・歯や口腔の健康を維持するため、歯の教室 や健診など各種事業に、引き続き取り組む 必要があります。
- ・市民が心身ともに健康を維持するため、森林セラピー基地(春日の森・平尾の森)や佐久市温水利用型健康運動施設などを利用した健康増進活動を充実していく必要があります。
- ・健全な食生活を実践する力を養うため、食 育についてさらに広報活動を充実する必 要があります。
- *保健補導員:区長の推薦を受け市長により委嘱され、住民の健康生活推進のための保健事業について理解を深め、自ら健康や生きがいについて学ぶことで健康意識を高めるとともに、それを自分の家庭や地域に広め、地域の健康づくりの担い手となる者
- * ぴんころステーション:健康相談、栄養相談、長寿食・健康食の紹介、調理実習など、公民館活動や地区の保健補導員の自主活動として 実施される高齢者向け教室
- *森林セラピー基地:生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や、滞在施設などにおいても優れていると認められる地域
- *温水利用型運動施設:温水を利用して基礎体力の向上や軽い全身運動を行うための施設
- *食育:様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- *食生活改善推進員:生活習慣病の予防や食育の推進のために地域での普及活動を推進する者
- *健康寿命: 日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。

(1)地域における健康管理の

担い手の育成

- ・地域における保健活動の主体となるよう、 保健補導員や食生活改善推進員を育成す るとともに、研修などを充実し、より一層 地域の自主活動を促進します。
- ・保健補導員が任期終了後も地域において自 主活動ができるよう支援します。

(2) 健康づくり活動の推進

- ・健康に関する講演会や講座を開催し、市民 の健康に対する意識の高揚を図ります。
- ・地域が将来にわたって「健康長寿」であり 続けられるよう、健康長寿のより一層の増 進のための施策を推進するとともに、「健 康長寿のまち」の魅力を国内やアジアを始 めとする国外に発信します。
- ・乳幼児から高齢者までの各年代における歯の健康や疾病予防などの各種事業を実施し、市民の意識の高揚を図ります。
- ・森林セラピー基地 (春日の森・平尾の森) や佐久市温水利用型健康運動施設を利用 した健康づくりプログラムや体験ツアー などをさらに推進します。

(3)食育の推進

- ・市民が生涯にわたり健康で暮らせるよう、 広報を通じ「食を大切にする心を育む」こ とについて啓発を図ります。
- ・健全な食生活を実践する力を養うため、関係機関と連携し、各世代での食育事業を推進します。

保健活動

第一次総合計画後期基本計画主な取組

- ・将来にわたり健康長寿であり続けるため、 保健予防活動などの「新しい保健*」を推 進しています。
- ・健(検)診データやレセプト*の分析結果 を活用し、訪問や電話による受診勧奨、追 跡管理を行うとともに、健診未受診者に対 する個別受診勧奨を行っています。
- ・保健師・看護師によるおたっしゃ訪問、高 齢者基本調査、栄養士による栄養改善指導、 歯科衛生士による歯科保健指導などの高 齢者保健事業を行っています。
- ・感染症の発生状況の情報収集を行い、広報 やホームページで周知するとともに、行動 計画を策定し、発生時に備えた体制整備を 行っています。
- ・自殺予防対策として、電話や窓口での相談 体制を整備するとともに、関係機関との連 絡協議会や庁内関係課連絡会議の設置、ゲ ートキーパー*の養成を行っています。
- ・精神障がい者が地域で安心して生活できる よう、相談者の状況に応じ家庭訪問や電話 相談を行うとともに、家族への相談支援を 行っています。

- ・若い世代からの保健予防活動を推進するため、引き続き「新しい保健」を推進してい く必要があります。
- ・若い世代からの生活習慣病予防や重症化防 止が重要なため、健(検)診データなどか ら多面的な分析を行い、保健指導の充実を 図る必要があります。
- ・健(検)診の受診率向上のため、若い世代 から健康診断を受診しやすい環境を整備す る必要があります。
- ・高齢者の生活の質を低下させる要因となる 生活習慣病や虚弱を予防するため、さらに 高齢者保健事業を推進していく必要があり ます。
- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種やエイズなどの各種感染症の知識の 啓発をさらに強化する必要があります。
- ・自殺予防や防止のため、「誰も自殺に追い 込まれることのない社会」を目指し、相談 支援を継続して行うとともに、自殺予防に 関わる人材育成を行う必要があります。
- ・精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、 地域で支え合う体制を整備していく必要が あります。

^{*}新しい保健:赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動を行うこと。

^{*}レセプト:病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類

^{*}ゲートキーパー: 悩んでいる人の自殺のサインに気づき、「声をかける」「話を聞く」「必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐ」などの 役割を期待される人材

(1) 保健活動の充実

- ・若い世代への保健予防活動を中心に展開するなど、市民の生活習慣の改善に向けた 「新しい保健」の取組をさらに推進します。
- ・喫煙、食生活、運動などの生活習慣を改善する一次予防活動*や特定保健指導*を中心に、保健指導の充実に努めます。
- ・商工会議所や学校などで健(検)診の受診 勧奨や健康講話を開催し、予防意識を高め ることで、健康診断の受診率向上を図りま す。
- ・訪問指導などの高齢者保健事業の充実を図 ります。

(2) 感染症予防対策の推進

- ・国・県と連携し、感染症に対する知識の普及や予防意識の啓発の強化を図ります。
- ・感染症に関する情報の収集や発生時の体制 整備など、感染症流行の予防とまん延の防 止に努めます。

(3) こころの健康づくり

- ・心のほっとライン・佐久*(電話相談)や 窓口相談などの相談機能を充実させると ともに、自殺予防に関わるゲートキーパー の養成を推進します。
- ・精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援に努めます。

^{*}一次予防活動:生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による 傷害の発生を予防すること。

^{*}特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い者に対して、生活習慣の改善などをサポートすること。

^{*}心のほっとライン・佐久:心といのちの相談に対応するための専用の電話相談窓口

医療

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・超高齢社会にも対応する中で、地域完結型 の医療*を安定的に提供するため、急性期 以降の患者の療養環境の整備を支援して います。
- ・出前講座の開催や広報への掲載により、「かかりつけ医*」を持つことの大切さについて啓発活動を行っています。
- ・佐久総合病院再構築の支援により、平成 26年3月に佐久医療センターが開院す るとともに、佐久総合病院本院の再構築が 進められています。
- ・佐久医師会、佐久歯科医師会の協力のもと、 休日小児科急病診療センター、平日夜間急 病診療センターや休日救急歯科診療所を 開設しています。
- ・浅間総合病院では、第二次整備事業により、 手術室、糖尿病センターや給食施設などを 整備しました。
- ・浅間総合病院では、大学医局や県などへの 要請、臨床研修の受入体制の強化による初 期研修医の確保、医師住宅取得資金貸付制 度の活用などにより、人材確保に努めてい ます。

- ・医療体制の充実を図るため、病病連携・病 診連携*による患者の診療情報の共有化を 検討する必要があります。
- ・病状などに応じた医療機関へのかかり方や 健康に関して日常的に相談できる「かかり つけ医」を持つことが重要なため、情報提 供を充実していく必要があります。
- ・休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センターや休日救急歯科診療所の 周知を図るとともに、利用しやすい環境の 整備を進めていく必要があります。
- ・浅間総合病院では、安定した医療提供と健 全運営を図るため、医師を始めとする人材 確保に努める必要があります。
- ・浅間総合病院では、良質な医療を安定的に 提供し続けるため、医療機器や施設を計画的 に更新する必要があります。

^{*}地域完結型の医療: 医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制のこと。

^{*}かかりつけ医:地域の病院などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う医師のこと。

^{*}病病連携・病診連携:患者のその時々の病態に合った医療を効率的に提供するため、病院と診療所、あるいは専門の違う病院が互いに連携して医療を提供する仕組みのこと。

(1)地域医療体制の充実

- ・国の医療施策の動向や市民ニーズを踏まえ、 関係機関と連携し医療体制の充実を図る とともに、患者の診療情報の共有化などの 相互連携について検討します。
- ・地域全体で医療を守っていくため、症状などの状況に応じた「医療機関のかかり方」 や身近なところできめ細かな医療を提供する「かかりつけ医」を持つことについて 啓発を図ります。
- ・休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター、休日救急歯科診療所など、地域の救急医療体制の充足について、佐久医師会、佐久歯科医師会などの協力を得ながら促進します。

(2) 浅間総合病院の充実

- ・県の地域医療構想を踏まえた「浅間総合病院新公立病院改革プラン*」に基づき、市民が必要とする医療の提供を行うため、医師を始めとする人材の確保や経営基盤の強化に努めます。
- ・良質な医療を安定的に提供し続けるため、 地域や時代の要請に対応した、医療機器や施 設の計画的・効率的な更新を進めます。

^{*} 浅間総合病院新公立病院改革プラン: 公立病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための抜本的な改革計画

医療保険 · 国民年金

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・国民健康保険税の収納率向上のため、職員 による一斉滞納整理や夜間休日の徴収な どを行っています。
- ・国民健康保険の健全運営のため、健康診断 の結果などに基づき、生活習慣病重症化ハ イリスク者に対し、訪問や電話での受診勧 奨、追跡管理を行っています。
- ・特定健康診査*の受診率向上のため、健診 キャンペーンやチラシの配布などを行っ ています。
- ・後期高齢者医療制度*は、高齢者に理解が 得られるよう、制度の周知を行っています。
- ・無年金者の解消を図るため、日本年金機構 と連携し、年金保険料納付相談会を行って います。

- ・国民健康保険財政は、高齢化の進行や医療 の高度化などにより保険給付費が増大する一 方、被保険者数の減少などにより、支出の増 に見合う収入の確保ができない状況が見込ま れます。
- ・国民健康保険が将来にわたり安定的で持続 可能な制度となるよう、財政健全化に向け た計画的な取組を行う必要があります。
- ・国民健康保険は、制度の安定化を図るため、 平成30年度から都道府県が市町村とと もに保険者となり、財政運営の責任主体と なるため、国や県の動向を注視していく必 要があります。
- ・後期高齢者医療制度は、財政運営の健全化 や安定的な運用のため、低所得者層の増加 や、制度への理解不足による保険料の滞納 に対応する必要があります。
- ・国民年金は、若年層を中心に未加入者や未納者が増加していることから、老後の生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の啓発に努める必要があります。

^{*}特定健康診査:生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見するため、平成20年度に始まった腹囲や身長、体重、血圧、血液などの検査。基準以上の場合(腹囲なら男性85センチ、女性90センチ以上)、食生活や運動習慣について指導を受ける対象になる。

^{*}後期高齢者医療制度:75歳以上の高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けるという制度

(1) 国民健康保険の健全運営

- ・安定的で持続可能な医療保険制度の運営の ため、5か年ごとに財政健全化計画を策定 し、計画に基づく取組を進めます。
- ・国民健康保険税の収納率向上のため、滞納者との早期折衝を図るとともに、滞納処分を強化し、滞納額の縮減を図ります。
- ・糖尿病などの重症化を予防し、保険給付費 を抑制するため、健康診断の結果などから 抽出した対象者に対する保健指導の強化 を図ります。
- ・疾病の早期発見・早期治療を促進するため、 特定健康診査の受診率の向上を図り、保険 給付費の縮減に努めます。
- ・イベントでの啓発などにより、ジェネリック医薬品*の使用を促進します。
- ・国や県の動向を注視しながら、国民健康保 険の制度改革への対応を図ります。

(2)後期高齢者医療制度の

適切かつ円滑な運営

・後期高齢者医療保険料の収納率向上のため、 コンビニ納付*の開始により被保険者の利 便性の向上を図るとともに、滞納者への折 衝の強化を図ります。

(3) 国民年金事務の適正な処理

・日本年金機構と連携し、制度に関する啓発 の強化や、年金相談の充実を図ります。

^{*} ジェネリック医薬品: 新薬(先発医薬品)の特許終了後に新薬と同じ有効成分で作られ、効き目や安全性が新薬と同等であると厚生労働省の審査、認可のもとに製造販売されている薬

^{*}コンビニ納付:国民健康保険税や市県民税、下水道使用料など、市税や料金の一部がコンビニエンスストアでも納付できる制度

第2節 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・第二次佐久市地域福祉計画に基づき、全て の人々が住み慣れた地域で安心して暮ら してくための各種施策を推進しています。
- ・「佐久市避難行動要支援者名簿*」を作成 するとともに、地域による「災害時住民支 え合いマップ*」の作成を支援することに より、市民の助け合い・支え合いの機能の 強化に努めています。
- ・市内の小・中・高校生を対象とした障がい 者による講話や車椅子体験を始めとした 福祉体験教室の開催など、福祉の心を育て る教育を推進しています。
- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアが 地域で活動しやすい環境の整備や組織強 化のための支援を行っています。
- ・公共施設などを所管する関係機関と情報の 共有化を図り、ユニバーサルデザイン*の まちづくりを進めています。

- ・核家族化や都市化の進行により、地域のつながりが希薄化傾向にあるため、全ての人が家庭や住み慣れた地域で互いを思いやり、助け合い、支え合うまちづくりを進めていく必要があります。
- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴い、育児 や介護などの福祉ニーズは多様化・複雑化 しているため、保健・医療・福祉・介護の 各分野の機関が連携し包括的な支援を行 う地域福祉ネットワークを充実していく 必要があります。
- ・児童生徒に対し、福祉の心を育てる教育を 推進するため、各種施策を充実していく必 要があります。
- ・地域福祉の推進のため、地域の担い手である、ボランティアの育成と、組織の充実を 図る必要があります。
- ・公共施設の整備などにおいて、ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人々が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

^{*}避難行動要支援者名簿: 高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する者の名簿

^{*} 災害時住民支え合いマップ: 災害時に地域住民が助け合って安否確認や避難誘導を行い、一人で避難することが難しい障がい者や高齢者などを含めた全員が無事に避難できるように策定される行動計画

^{*}ユニバーサルデザイン:年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン

(1) 地域福祉の推進

- ・第三次佐久市地域福祉計画を策定し、市民 の社会福祉意識の高揚と、地域コミュニティの育成を図るとともに、地域住民と関係 機関との協働により、総合的な地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- ・市内の小・中・高校生を対象とした福祉体 験学習などを充実させ、福祉の心を育てる 教育を推進します。

(2) ボランティア活動の促進

・社会福祉協議会、NPOなどと連携し、ボランティアを育成するとともに、組織の充 実と活動を促進します。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

・全ての人々が地域で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点による公共施設等の整備や改修を促進します。

介護 · 高齢者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・5つの生活圏域ごとに「地域包括支援センター*」を設置し、保健師・社会福祉士などが連携し、介護予防マネジメントなどの包括的支援を進めています。
- ・在宅医療と介護の連携体制を整備するため、 平成25年度に医療機関や介護事業所な どで構成する「医療介護連携推進協議会*」 を設置しました。
- ・「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、認知症高齢者や 虐待に対する体制づくりを進めています。
- ・認知症への理解を深めるため、講演会を開催するとともに、区、消防団、小中学校などで認知症サポーター*の養成を行っています。
- ・はつらつ水中ウォーク、転倒骨折予防、脳 の健康度測定事業などの各種介護予防事 業を行っています。
- ・佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業 計画に基づき、地域密着型介護保険施設* などの整備を促進しています。
- ・「さく成年後見支援センター*」や「地域 包括支援センター」と連携し、成年後見制 度*の周知・啓発を行っています。

現状と課題

- ・地域の特徴を生かした「地域包括ケアシス テム*」を構築するため、地域包括支援セ ンターの機能を強化していく必要があり ます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるため、在宅医療・介護の連携体制をさらに充実させる必要があります。
- ・認知症高齢者の増加が懸念されるため、認 知症に対する理解を促進し、見守り支援が できる地域づくりに取り組む必要があり ます。
- ・高齢者が介護が必要となる前から介護予防 と生活の自立に対して意識を持ち、地域で 健康な生活を続けていけるよう、各種事業 の充実と周知を図る必要があります。
- ・介護保険制度の適正な運営や生活圏域を踏まえながら、介護保険施設を計画的に整備していく必要があります。
- ・高齢化の進行に伴い、介護人材不足が課題 となっているため、介護職員の人材の確保 と育成について支援を検討していく必要 があります。
- ・判断能力が低下した認知症高齢者などを法 律的に保護するため、成年後見制度の利用 を促進していく必要があります。
- *地域包括支援センター: 高齢者に関して総合的な窓口、介護予防事業マネジメント、権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの支援などを行う中核機関
- * 医療介護連携推進協議会:市内の病院、介護事業所、区長、行政関係者などをメンバーとし、医療・介護の連携の推進、介護給付の適正化について検討する協議会
- *認知症サポーター:認知症を理解し、認知症の方や家族を地域で見守る者
- *地域密着型介護保険施設:地域密着型施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスを行う施設
- *さく成年後見支援センター:認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護支援を図るため、成年後見制度に関する利用相談や普及啓発を行う施設 57

57

(1)地域包括ケアシステムの構築

- ・高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に 生活が継続できるよう、地域の特徴を生か した包括的支援事業を推進します。
- ・在宅医療・介護の各分野の連携により、在 宅医療24時間体制などの整備を促進し ていきます。
- ・認知症高齢者を地域で見守り、支えていく ため、「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」において地域の特徴 に合わせた見守り体制を構築するととも に、引き続き認知症サポーターの養成など の認知症施策を推進します。
- ・高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで協力し支え合える地域づくり やネットワークの構築に努めます。

(2) 高齢者支援サービスの推進

- ・高齢者のいきがい対策事業、生活支援事業、 栄養や運動を中心とした介護予防事業な どを推進します。
- ・高齢者が自立した生活を送るため、高齢者 自身がお互いに支え合うことができる生 活支援体制の整備を促進します。

(3) 介護保険の適正な運営と

介護基盤の整備

- ・介護保険法に基づき、適正な事業運営を推 進します。
- ・民間事業所と連携しながら地域密着型の介 護保険施設などの整備を促進します。

・国・県が実施している介護人材の育成、確保に向けた事業などの周知を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

・成年後見制度について、市民の関心と理解 を深めるとともに、必要とする高齢者の利 用が十分に図られるよう、成年後見支援セ ンター事業の周知と制度の利用支援に努 めます。

^{*}成年後見制度:判断能力が十分でない人が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをして、援助・保護をしてくれる人を付けてもらう制度

^{*} 地域包括ケアシステム: 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制

障がい者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・障がい福祉サービス事業所、佐久広域連合 障害者相談支援センター*、相談支援専門 員などと連携し、障がい者が住み慣れた地 域で安心した生活が送れるよう、必要なサ ービスの提供と相談支援を行っています。
- ・障がい児などの保護者の子育てへの不安や 悩みに寄り添いながら、各種相談事業を行っています。
- ・公共施設を有効活用し、グループホームの 整備を行いました。
- ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を 送ることができるよう、料理教室やパソコ ン講座などを行っています。
- ・障がい福祉サービス事業所と連携し、個々の状態に応じた就労支援事業を行っています。

- ・障がい者の自己決定を尊重し、本人の希望 や障がいの特性に応じた適切なサービス を提供する必要があります。
- ・障がい者の自立と社会参加を促進するため、 家族、地域、関係機関と行政が一体となり、 安心して快適に生活できる環境の整備を 進めていく必要があります。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいを理由とする 差別の解消に向け、市民、事業者、行政の それぞれが理解を深め、行動につなげてい く必要があります。
- ・保育所、学校、医療機関、障がい児施設などの関係機関と連携を強化し、児童の能力を最大限に伸ばせるよう、障がいの種類や程度に応じた、きめ細かな支援を実施していく必要があります。
- ・障がい者の地域生活の場の確保のため、必要な施設整備を引き続き支援していく必要があります。
- ・障がい者の積極的な社会参加を促進するため、地域における社会資源の活用により、 社会参加の機会の充実を図る必要があります。
- ・障がい者の就労支援を推進するため、民間 企業や就労支援事業所と連携し、就労の場 の拡充を支援していく必要があります。

^{*}佐久広域連合障害者相談支援センター: 平成24年4月1日に佐久圏域11市町村が共同で設置した、身体、知的、精神、障がい児コーディネーターにより障がいに対応した相談支援事業を行う機関

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ・家族、地域、関係機関と行政が一体となり、 障がい者が住み慣れた地域で安心して生 活できる環境整備を進めます。
- ・利用者のニーズに応じた適切な福祉サービスを提供することにより、障がい者が地域の一員として自立し、社会参加できる環境づくりを推進します。
- ・判断能力が不十分な障がい者などを法律的 に保護するため、「さく成年後見支援セン ター」と連携し、成年後見制度の利用を促 進します。
- ・障がいを理由とする差別に関する相談に的 確に応じることができるよう、関係機関と 連携し、必要な体制整備を図るとともに、 障がいを理由とする差別の解消に向け、啓 発を推進します。

(2) 障がい児及び発達に 課題がある児童などに対する支援

- ・関係機関と連携し、障がいの早期発見、早期支援とともに、家族支援を促進します。
- ・重症心身障がい児やその家族の生活を支援 するためのネットワークづくりを推進し ます。
- ・発達に課題がある児童に対する正しい理解 を広めるとともに、親子療育支援を推進し ます。

(3) 障がい者施設の充実

・グループホームなど、障がい者の地域生活の場の整備を支援します。

(4) 障がい者の社会参加の支援

- ・自立した日常生活や社会参加のため、講座、 教室、各種相談事業、就労支援などの充実 に努めます。
- ・民間企業における障がい者雇用に関する理解を促進します。

ひとり親家庭支援・低所得者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・「児童館に集まれ事業」により子どもの自立心や社会性を高める支援を行っています。
- ・子ども特別対策推進員*、母子父子自立支援員、就業支援員などにより、ひとり親家 庭への相談支援を行っています。
- ・高等技能訓練促進費*、自立支援教育訓練 給付金*、高等学校卒業程度認定試験合格 支援給付金*の給付などにより、ひとり親 世帯の経済的自立を支援しています。
- ・生活保護法に基づき、生活保護受給者の最低限度の生活の保障をするとともに、自立支援プログラム*の活用や関係機関との連携により、自立に向けた支援を行っています。
- ・生活困窮者に対し、生活就労支援センター 「まいさぽ佐久*」やハローワークなどと 連携し、経済的・社会的自立支援を行って います。

- ・親と過ごす時間が少ないひとり親家庭など の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得 を地域全体で支援していく必要がありま す。
- ・ひとり親家庭の増加により、相談内容が多様化しているため、引き続き相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・ひとり親家庭の経済的自立により生活の安 定を図るため、就業や転職の支援を強化す る必要があります。
- ・生活保護受給者の経済的・社会的自立のため、引き続き自立支援プログラムに基づく支援を実施するとともに、ハローワークなど関係機関と連携した相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・生活困窮者の自立や就労のため、関係機関 と連携した相談支援などを実施していく 必要があります。

^{*} 子ども特別対策推進員:子どもの性格・生活習慣・学校生活・非行・家庭環境での養育問題について、家庭相談員、関係機関と連携し、コーディネートする者

^{*}高等技能訓練促進費:ひとり親家庭の親が看護師や介護福祉士等の資格取得のために修業する場合に、修業期間中の学費や生活費の 負担を軽減するために支給される一時金

^{*}自立支援教育訓練給付金:ひとり親家庭の親を対象に、就業のための技術習得や能力開発のための講座受講料などの負担を軽減するために支給される一時金

^{*}高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金:ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給する一時金

^{*}自立支援プログラム:被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの種類 ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するもの。

^{*}まいさぽ佐久: 行政、ハローワーク、関係機関などと連携を図りながら、生活や就労などで悩みを抱えている方の総合的な支援を行う機関

(1)ひとり親家庭への支援の充実

- ・子どもの居場所づくりのため、関係団体と 連携して、食事の提供や学習支援の実施を 検討します。
- ・子ども特別対策推進員、母子父子自立支援 員、就業支援員などによる各種相談体制や 日常生活支援の充実を図ります。
- ・就業機会の拡大により経済的自立を図るため、高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金などの活用を促進します。

(2) 生活保障・自立支援の充実

- ・生活保護法に基づき、適正な生活保護制度 の運用に努めます。
- ・生活困窮者の経済的、社会的自立のため、 関係機関や民生児童委員*などと連携し、 相談支援体制の強化を図ります。

^{*}民生児童委員:地域の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談相手として問題解決のために支援、助言などを行う者

第3節 安心できる出産、子育て環境の整備

少子化対策・母子保健

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・未婚の若者を対象とした恋愛・結婚・子育 てに関する講演会、講座、イベントを行っ ています。
- ・コウノトリ支援事業*の対象治療に不育症 を含めるとともに、助成金の上限額を拡大 し、不妊・不育治療の助成を行っています。
- ・妊産婦の早期適正な受療と医療費による経済的負担の軽減のため、妊産婦に対する医療費助成を行っています。
- ・パパママ教室などの各種教室や個別の訪問 指導により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。
- ・浅間総合病院では、植物による緑の空間づくりやアロママッサージにより、快適で魅力ある出産環境を提供しています。
- ・乳幼児の健やかな成長発達のため、健康診 査時に「愛着形成」や「栄養」をテーマに した健康教育を行っています。
- ・予防接種の必要性や効果などについて、健康カレンダー、広報、ホームページなどで周知するとともに、窓口相談や乳幼児健診における個別支援を行っています。

- ・不妊治療の治療年齢の高年齢化や治療の高額化が進んでいるため、妊娠・出産の適齢期を周知する必要があります。
- ・安心して妊娠・出産・育児ができるよう、 経済的負担の軽減を図る施策を引き続き 実施していく必要があります。
- ・安心して妊娠・出産・育児ができる環境整備のため、妊娠期からの切れ目ない支援を 引き続き行う必要があります。
- ・乳幼児の健やかな成長のため、健康診査の 受診率を維持するとともに、支援が必要な 乳幼児への早期支援を実施していく必要 があります。
- ・予防接種の種類の増加に伴い、接種スケジュールが複雑化しているため、計画的に接種できるよう啓発に努めていく必要があります。

^{*}コウノトリ支援事業:妊娠・出産の希望の実現に向け、不妊治療又は不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する事業

(1) 結婚・妊娠の環境整備

- ・結婚や子育てに対する意識の高揚を図るため、未婚の若者を対象とした恋愛・結婚・ 子育てに関する講演会、講座、イベントを 引き続き開催します。
- ・不妊・不育治療の助成を通じ、安心して不 妊治療を受けられる環境づくりを推進す るとともに、妊娠・出産の適齢期について 考える機会の充実を図ります。
- ・妊産婦に対する経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の支給を引き続き実施します。

(2) 出産・育児の環境整備

- ・妊娠期からの切れ目のない支援を継続する ため、パパママ教室やこんにちは赤ちゃん 事業などの各種事業の充実を図り、出産・ 育児支援を推進します。
- ・浅間総合病院では、引き続き安心して出産 できる環境を整備するとともに、出産後の 母と子の関わり方について学ぶ機会の提 供に努めます。
- ・乳幼児の健やかな成長のため、健康診査と 診査後のフォロー教室・相談体制の充実を 図ります。
- ・予防接種の必要性や効果などの啓発を図り、 適切な接種を推進します。
- ・経済的負担の軽減のため、任意予防接種に 対する接種費用の助成を検討します。

子育て支援・児童福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・「佐久市子ども・子育て支援事業計画」を 策定し、全ての子どもが健やかに成長でき る地域社会の実現に向けた取組を推進し ています。
- ・育児相談、児童館の午前中開放、子育てサ ロン*、つどいの広場*などの各種子育て 支援事業を行っています。
- ・地域子育て支援拠点施設として「わくわく ランドU-6|をイオンモール佐久平店内 に開設しました。
- ・子育て支援の充実のため、平成26年度か ら小学校1年生を対象に、市内の体験学習 施設や文化施設などを年間通して無料で 利用できる「オールマイティパス*」を交 付しています。
- 「チャイルドライン*」について、利用促 進のための広報を行うとともに、運営に必 要な支援を行っています。
- ・児童虐待防止のため、ポスターなどの掲示 や相談先情報を配布するなどの啓発を行 っています。
- •子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、 同一生計の兄姉の年齢に関係なく第3子 以降の保育料を無料化するとともに、福祉 医療費給付対象者を中学生まで拡大しま した。

- 創造性豊かな子どもの育成のため、子ども 未来館の展示物の充実を図りました。
- ・児童数や保育ニーズの変化、施設の老朽化 などを総合的に考慮し、平賀・内山の2保 育所と望月地区の4保育所の統合を実施 しました。
- ・平成27年度に信州やまほいく(信州型自 然保育)認定制度*の普及型の認定を受け、 自然を生かした保育に取り組んでいます。
- ・子ども・子育て支援新制度における認定こ ども園*への移行について、各施設へ情報 の提供などの支援を行っています。
- ・新たに佐久平浅間児童館を整備しました。
- ・各児童館において、放課後の児童の居場所 を確保するとともに、地域の特徴を生かし た運営を行っています。

- ・核家族化の進行や就労形態の変化などによ り、子育てに対する市民ニーズが多様化し ているため、社会全体で子育てを支援して いく施策を推進していく必要があります。
- ・不安や悩みを抱える子どもや保護者が家庭 や地域の中で孤立することがないよう、相 談・指導体制を充実していく必要がありま す。
- ・児童虐待の根絶に向け、早期発見と早期対 応、啓発の充実を図る必要があります。

^{*}子育てサロン:子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流が持てる場

^{*}つどいの広場: 就学前の乳幼児とその保護者が、つどい・交流ができ、子育てについて気軽に相談ができる場

^{*}オールマイティパス:全国の小学1年生を対象に、市内にあるファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流施設等を、年間を通して 無料で利用できるようにするパスポート

^{*}チャイルドライン: いじめや児童虐待等など、悩みを持つ子どもからの相談を受けるために設置された専用電話 65

- ・市民が安心して子育てができるよう、引き 続き子育て世帯の経済的負担の軽減を図 る施策を実施していく必要があります。
- ・子ども未来館の魅力を高めるため、展示内容や各種講座、ワークショップの充実とともに、地域や学校などとの連携強化を図る必要があります。
- ・施設の老朽化や今後の児童数の変化を考慮 し、統合や民間活力の導入を含めた保育所 の施設整備を計画的に進める必要があり ます。
- ・多様化するニーズに対応する保育を実施するため、保育士の確保を図る必要があります。
- ・自然環境の変化に対応しながら、地域の自然を生かした保育を安全に行う必要があります。
- ・認定こども園の設置検討の支援のため、各 施設に情報を提供する必要があります。
- ・臼田地区の小学校の統合により、児童館の 配置について検討する必要があります。
- ・就労形態の変化や核家族化の進行など社会 環境の変化に応じた、児童が健全に育つ環 境の整備が求められています。

(1)子育て支援サービスの充実

・多様化するニーズに対応するため、子育て サロンやつどいの広場などの子育て支援 事業を推進するとともに、多くの方が参加 できるよう、広報活動の強化を図ります。

- ・子どもが不安や悩みを解決できるよう、「チャイルドライン」を支援するとともに、保護者の育児不安を解消するため、相談・指導内容の充実を図ります。
- ・児童虐待の早期発見・予防のため、関係機 関と連携し、啓発の強化を図ります。
- ・子育て世帯の負担軽減を図る各種施策について検討します。
- ・子ども未来館の展示内容や各種講座、ワークショップの充実を図るとともに、地域や学校などとの連携強化を図ります。

(2) 保育サービスの充実

- ・施設の統合や民間活力の活用を検討すると ともに、施設の改築や設備の充実など、保 育環境の整備を推進します。
- ・乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病 後児保育など、ニーズに応じた保育内容の 充実を図るとともに、保育士の確保に努め ます。
- ・地域の自然を生かした屋外活動を中心に、 地域の文化などを取り入れた保育を推進 します。
- ・認定こども園の設置の検討を促進するため、 情報提供に努めます。

(3) 児童館の整備と運営

- ・臼田地区の小学校の統合に併せ、児童館の 配置を検討します。
- ・児童が健全に育つ環境整備のため、地域と 連携しながら、特徴ある児童館運営に努め ます。
- *信州やまほいく(信州型自然保育)認定制度:保育及び幼児教育に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うという信州型自然保育の基本理念に基づき長野県が自然保育を行う幼稚園、保育園などを認定する制度
- *認定こども園:「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」・「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都 道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設